

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について
第 6 次報告概要

水生生物の保全に係る水質環境基準は、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる水域を指定すべきものとして、全亜鉛に関し、平成 15 年 11 月に設定された。

当該基準の類型指定については、これまで、中央環境審議会により、水域類型指定の基本的事項についてまとめた第 1 次答申（平成 18 年 4 月）をいただき、これを踏まえ、国が類型指定を行う水域について順次類型指定の検討を行い、第 5 次答申（平成 24 年 3 月）までいただいたところである。

今回、大阪湾の類型指定について、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において審議を行い、以下のとおりとすることが適当であるとの結論を得た。

政令別表による 名称	水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
大阪湾 (和歌山市田倉 崎から兵庫県淡 路島生石鼻まで 引いた線、同島 松帆崎から明石 市朝霧川河口左 岸まで引いた線 及び陸岸により 囲まれた海域)	「全域」 (ただし、海域生物特 A に指定 される水域を除く。)	海域生物 A	イ (直ちに達成)
	「関西国際空港周辺の水域」 (大阪府漁業調整規則による水 産動植物採捕禁止区域)	海域生物特 A	イ (直ちに達成)
	「湾北西部の浅場」 (藻場及びその周辺にある概ね 水深 30m 以浅の水域)		
	「湾南東部から南部にかけての 浅場」(藻場、干潟及びその周辺 にある水深 30m 以浅の水域)		
	「淡路島北東岸の浅場」 (藻場及びその周辺にある概ね 水深 30m 以浅の水域)		
「淡路島南東岸の浅場」 (藻場、干潟及びその周辺にあ る水深 30m 以浅の水域)			

大阪湾では、全域（海域生物特Aに指定される水域を除く）を海域生物A類型とすることが適当である。また、大阪府漁業調整規則により水産動植物の採捕行為が禁止されている「関西国際空港周辺の水域」及び、主要な産卵場・生育場である「湾北西部の浅場(神戸市)」、「湾南東部から南部にかけての浅場(岸和田市～田倉崎・友ヶ島)」、「淡路島北東岸の浅場(淡路市)」、「淡路島南東岸の浅場(洲本市)」について、海域生物特A類型として指定することが適当である。

この場合において、当該各水域の全垂鉛については、大阪湾におけるこれまでの年間を通じた調査結果からは、環境基準値以下で推移していること、また、ノニルフェノールについては、既往の調査^{*1}からは公共用水域の海域で環境基準を超過している地点は無いことから、達成期間は‘イ 直ちに達成’とすることが適当である。

¹「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第1次答申）」平成24年3月

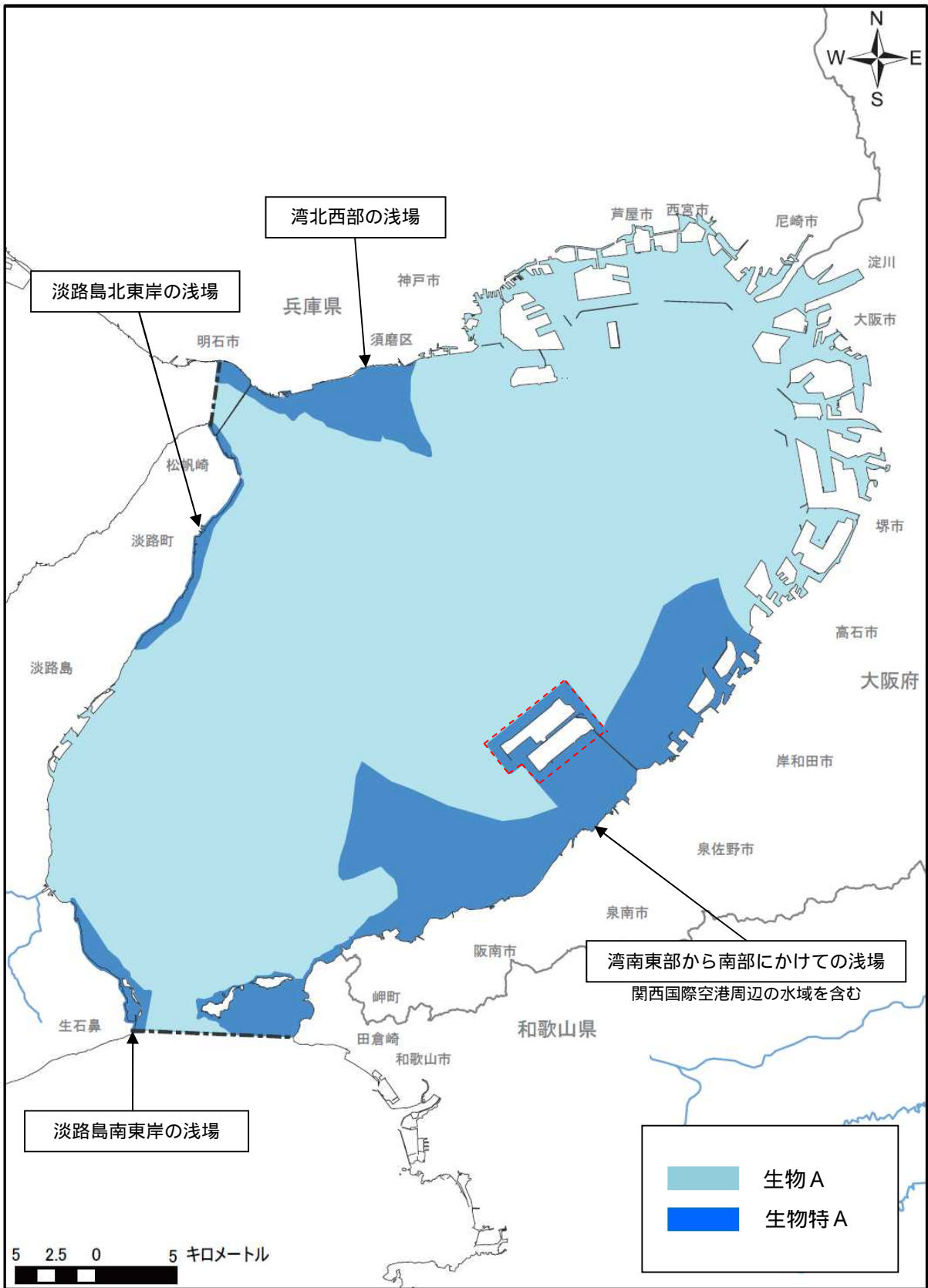


図1 大阪湾における生物A、生物特Aの類型指定(案)

(参考) 海域における特別域指定に関する検討について

(1) 水生生物保全環境基準(海域)について

水生生物の保全に係る水質環境基準については、以下の様に基準値が設定されている。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノルフェノール
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下

(2) 海域における特別域指定の考え方

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定(第2次答申案)(平成20年2月)」抜粋

特別域は対象水域に生息する水生生物の産卵場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域である。

海域における特別域の指定については、自然現象などにより、生物が利用する水域の構造が変化することなどを踏まえ、法令等により、産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている場所であり、実際にそれらの場所として調査保全活動などにより産卵等の実態が把握されている水面のほか、恒常的に産卵場等として重要な水域であって実際に産卵がおこなわれていることが、漁業関係者、NPOあるいは行政等により確認されている水面とする。具体的な水域としては以下のとおり。

水産資源保護法に基づき、保護水面に指定されている水域。

保護水面に設定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれと同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域。

地形、水質、底質及び藻などの沿岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後ともその条件が保たれうる水域。

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定における特別域の設定方法

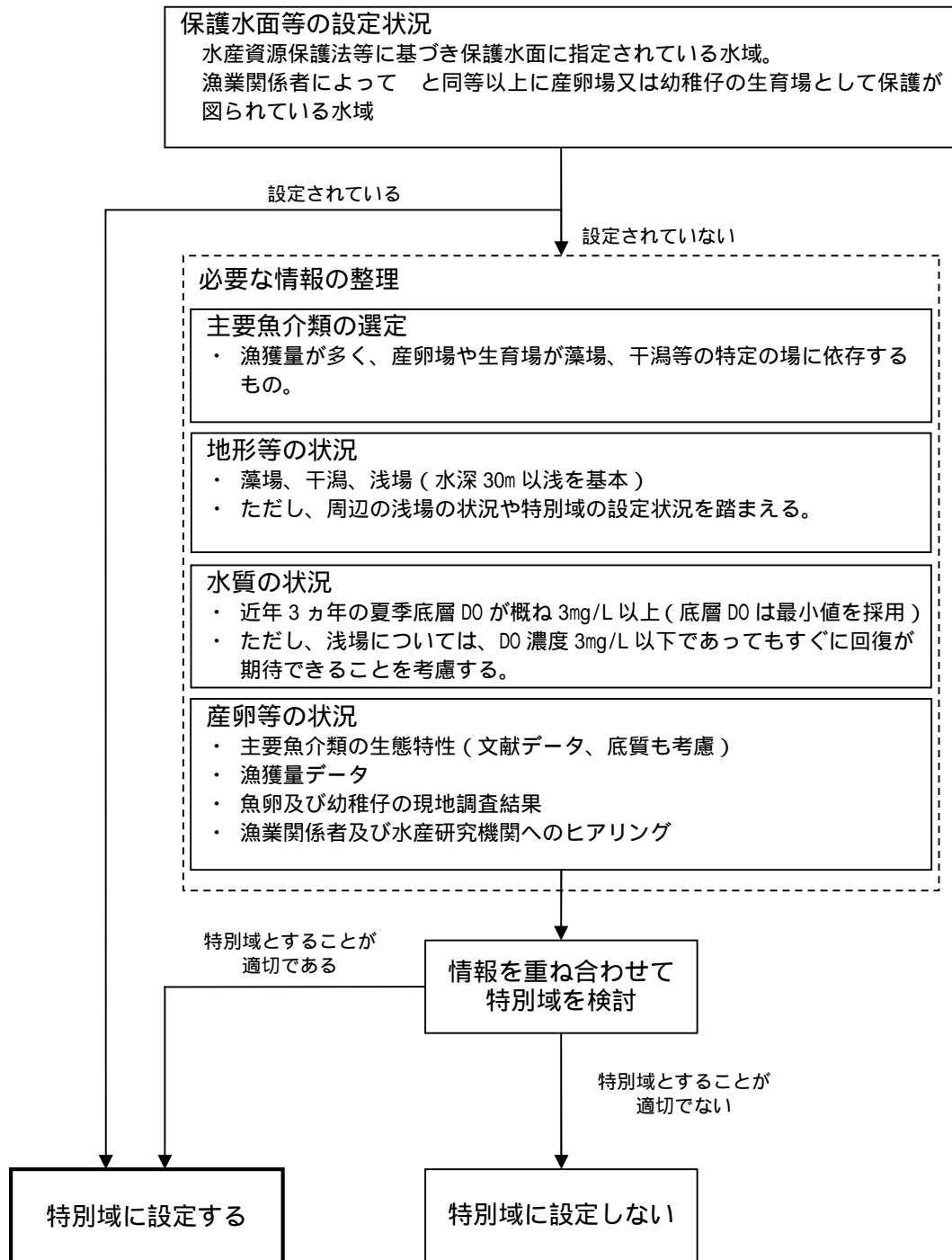


図 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定における特別域の設定方法